

## 令和4年度 奈良県子どもの貧困対策会議 議事録

日 時：令和5年2月2日（木）

場 所：修徳ビル 地下1階会議室

### 議事（1）経済的困難等を抱える子どもの現状について

- ・資料1により事務局から説明
- ・以下の通り質疑応答

（谷委員）

コロナ禍にあつて、私も実際に学校現場で親が失業して就学援助を受けるというケースをいくつか経験しましたが、全体としては就学援助が減少傾向にあることの背景について県として分析していることがあれば教えていただきたいです。

もう一つ、ひとり親世帯数が大きく減少とありますが、ほかの世帯員がいる世帯を除くということで、祖父母が同居している世帯は、除かれているのかと想像します。祖父母と同居する世帯でも、家計は別という家庭もあり、そこに隠れた貧困といえる状況があり、ひとり親世帯の方の収入が伸び悩むのも、仕事が無いから、やむを得ず祖父母と同居してなんとかやりくりしているという背景があるのでは無いかと想像しています。

（農野会長）

私も大学の現場にいますが、親の失業の問題を見かけることもあります。高等教育の無償化という形で大学教育へかなり国もお金をかけていますが、子どもの貧困について、そのような若者の状況も視野に入れていかないといけないと感じます。

ひとり親世帯数の推移については、祖父母と同居している方もいると思いますが、だからといって、祖父母の収入に頼っているのかどうかはわかりません。祖父母が孫を育てている様な家庭を準母子世帯と呼ぶこともあったかと思いますが、それぞれの世帯状況が多様化している中で、ひとり親家庭が抱える時間のなさや、収入等個別の事情がいろいろあるかと思っています。実際にそのご家庭が住む地域の中で暖かく見守っていける体制が必要なのかなという気がします。

（小西委員）

今ヤングケアラーが問題になっていますが、県として、ヤングケアラーについてある程度把握されているかお聞きしたいです。

（事務局）

令和3年、4年度にヤングケアラーの実態調査をいたしました。主に認知度の確認、実際にどれくらいヤングケアラーの疑いのある生徒がいるのかを、令和4年度に関しては、中学校・高校生の生徒等を対象に調査を行いました。その結果、平日3日以上且つ

3時間以上の家事等に従事しているヤングケアラーの疑いとされる生徒として、中学生が207人、高校生が100人いるという実態となっております。

(遠藤委員)

ひとり親世帯数について、令和2年の数字がかなり減少していますが、その背景について何か調査したり、実態がわかったりしているものがあれば教えていただきたいです。

(事務局)

総務省が行った国勢調査に基づく統計ですので、個々の詳しい内容を県で把握しているわけではありませんが、核家族化等が進んできていますので、そのあたりの影響が大きいとは考えております。

(宇城委員)

実際に私どもの施設にいる母子で、生活保護を受給している方もいらっしゃいますし、生活保護を受けてない方の中では就学援助を受けている方もいます。母子家庭については以前から手厚い支援が受けられる体制にはなっていますが、昨今父子家庭が少しずつ取り上げてられるようになっていきます。その中で奈良県の父子世帯への支援がどれくらいされているのかお聞きしたいです。

(事務局)

ひとり親家庭の支援は、特に自立を目指すものなので、就業に向けた様々な給付金や貸付金の制度を設け、母子家庭も父子家庭もどちらも活用出来るような支援を用意しております。引き続き令和5年度以降も支援していく予定としています。

(川口委員)

生活保護世帯の子どもの大学進学率と高校中退率について、奈良県の直近値では大学進学率が減少し、高校中退率が上昇しているという状況ですが、その原因とその後就職して働いているのかどうか等、どの程度把握しているのか、わかる範囲で教えていただきたいです。

(事務局)

大学進学率について、ここ数年の傾向を調べたところ、30%台で5年程推移しており、令和3年の卒業生についてはかなり低い数字になっておりました。ただし分母が少ないため、例えばコロナが始まり家計に影響が出て進学に支障が出たといった分析までは出来ないというのが正直なところです。引き続き数字を注視し、その上で生活に困窮する家庭の子ども達がしっかりと進路を選べるよう、生活困窮世帯への対策に取り組んでいきたいと考えています。

高校中退の理由のうち、経済的理由で中退する者は、ここ数年ほぼ0の状況です。もっと違う形の学びがしたいと進路変更する者が多く、全体の52.8%を占めています。

そのほかに、学校生活・学業不適合、学業不振が30%強を占めており、経済的理由で切羽詰まっている状況でなくとも、アルバイト等をしている中で、頑張った分報酬が手に入るという達成感等から、学業より仕事の方にシフトをしたいという現状があると推測しています。生活保護との関連はわかりませんが、キャリア教育を充実させ、学びが将来自分にどうつながっていくのかを考えてもらいながら、しっかりと修学してもらえ、状況を作ってもらいたいと考えています。

また、退学後の状況について、令和元年度に中途退学した者の追跡を令和2年度に行いました。アルバイトや自営を含めた就業をしている者は約50%で、4分の1ほどは進学、無業のものが4.4%いるという状況でした。

(鍵本委員)

私の勤務する学校でも、コロナ以降は準要保護の家庭も増えていると感じます。小学校の中にもヤングケアラーのような家庭的な困りごとを抱えている子どもが増えてきているのは事実です。不登校傾向の子ども達も増えてきており、物価も上がってきている中で、子どもの学習に対する費用等、負担が大きい家庭もあると感じています。

(熨斗委員)

児童虐待対応件数について、ほぼ横ばいという形ですが、心理的虐待・身体的虐待・ネグレクト・性的虐待等、その割合の推移を教えてくださいたいです。

(事務局)

種類別では、心理的虐待が最も多く約53%、身体的虐待が26%、ネグレクトが約20%、性的虐待が約1%という状況です。心理的虐待が多い理由としては、面前DVに起因すると考えています。前年度と比較すると、心理的虐待が増加しており、ネグレクトが9.3%、身体的虐待が2.4%減少している状況です。

## 議事(2) 指標の状況について

- ・資料2により事務局から説明
- ・以下の通り質疑応答

(小西委員)

生活保護世帯は経済的に大変ご苦労があらうかと思えます。県社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度は、大学等進学に必要な経費を借り入れすることができます。そのような制度があるということを知ってもらい、特に学校の先生方は、子ども達に進学を勧めてあげてほしいと思えます。

(農野会長)

生活保護を受けている家庭について、高校は義務教育ではないので、以前は入学に際して子を世帯分離して、他の家族には生活保護をかけるという取扱をしていましたが、

高校はかなりの進学率になっているため、そのような取扱は少なくなってきています。

しかし、大学進学をするにあたっては、入学に際してその子は生活保護からは外れてもらうという基本的な考え方に基づいた取扱が未だにされています。若い人たちがどんどん学んでいく環境を作っていくためにも、地方自治体だけではなく国という大きな枠組みの中で声を上げていく必要があるのではないかという気がします。

(宇城委員)

修学資金を借りたら返すのは当たり前ですが、コロナ等何か都合があったり、就職しても仕事が続かなかったり等、返済のために金融関係からお金を借りるような人が出てきてしまいます。返済が難しいという方が増えていると聞くので、進学に際して、安易に修学資金を借りれば問題ないという話では無いと感じます。

(事務局)

生活福祉資金貸付は生活保護に至るまでの生活困窮家庭を対象にしています。生活保護の家庭について、大学の修学資金は生活扶助の対象にはなっていません。高校はほとんど全員が進学するような世の中なので、生活保護の中で教育援助はありますが、大学ではそのような援助は実質的にはありません。そのため、世帯分離をし、その子が生活保護世帯から外れることで、生活福祉資金等の修学援助を受けて、進学し勉強されるという形が一般的になっています。生活保護を受けているからといって、進学が出来ないということではありませんが、貧困の連鎖を断ち切るために、学習意欲を向上して行って、自分で進路を選べるような環境づくりが必要だと考えております。

(農野会長)

現在、ひとり親家庭等自立促進計画を県内2市が策定しており、県計画での目標は13市村での策定になっています。計画を立てるといっても、どれだけの施策が各自治体でできるのかということもありますし、それぞれの市村でのニーズや意識の面で、まだまだ計画の策定までは難しいと感じているのではないのでしょうか。県の方として今後目標達成のため、どのように取り組んでいくか教えていただきたいです。

(事務局)

自立促進計画については、法で市及び福祉事務所設置町村での計画策定が努力義務になっており、県内12市及び十津川村の13市村での計画策定を最終的な目標値として掲げていますが、計画策定に際して、市村の組織体制が不十分で、そこまで手が回らないという状況はよく聞くところです。

県としては、県計画の内容を市町村に周知しているので、それを参考に市町村の状況を盛り込んで策定していただきたいと考えています。

(農野会長)

もし可能ならば、近隣のいくつかの市村が集まってエリアごとに何か考えていただくの

もありではないかと感じました。

### 議事（3）主な施策の取組状況について

- ・資料3により事務局から説明
- ・以下の通り質疑応答

（池田委員）

県では、こども食堂に関して様々な取組をしていますが、特にこども食堂認証制度について、県内114箇所のこども食堂の内、認証を受けた団体はどれくらいでしょうか。

また、認証のハードルが高いという声も聞いていますが、認証取得によってどんなメリットがあるのかということも併せてお聞きしたいです。

（事務局）

現在認証を受けているこども食堂は7箇所です。

認証項目は主に3つで、1つが「安心して過ごせる居場所づくり」として、責任者の配置・参加者の把握・保険の加入を求めています。2つ目が「安全な食事の提供」として、厚生労働省から通知している「こども食堂における衛生管理のポイント」を遵守して実施すること、3つ目が「法令遵守」として利用者の情報を第三者に漏らさないこと、以上を認証項目としており、それほど難しい内容ではないと考えております。

認証制度を受けたこども食堂に対しては、衛生用品の購入費用や食品衛生講習会の受講費用、損害や傷害保険の加入費用等を補助対象として、県から補助させていただくことになっております。

（小西委員）

こども食堂について、毎年のように予算措置をして、継続して支援をしてもらえるのでしょうか。

（事務局）

県ではこども食堂開設の際の補助はございませんが、県社協では開設の際の補助制度を設けています。令和7年度に県内の全ての小学校区にこども食堂を設置するという目標がありますので、こども食堂の補助金については、幅広い補助制度を設けて普及を目指したいと考えております。

（宇城委員）

ひとり親家庭への就労・生活支援でハローワーク・スマイルセンター等での相談事業等を随分活用させてもらっており、ひとり親が研修に行ったり、資格を取得したりできています。そのおかげで収入増が期待でき、ひとり親でも自立を目標にして取り組めるため、大変感謝しています。

こども食堂を貧困家庭のための場所という謳い文句にした時に、そこに行くと貧困家

庭だとわかるので行かないという人もいます。そのため、貧困やひとり親家庭という言葉を使わない、高齢者でも誰でも来ていいという謳い文句で子ども食堂を開催してくれているところもあります。しかし、子ども食堂の受付で名前や住所、連絡先を記入してと言われたら行きたくなくなる人もいるので、そのあたりは何とかならないでしょうか。

(事務局)

子ども食堂は自主的な運営なので、子ども食堂での対応について県がどういう風にせよとは言えないというのも難しいと思います。ただ、子ども食堂は貧困家庭の子どもだけを救うというのではなく、地域の憩いの場であり、孤立を防ぐということもひとつのテーマとして実施するものなので、そこを今後もより一層周知していきたいと考えています。

(農野会長)

自立支援教育訓練給付金事業について、令和3年度の決算額が0円になっています。ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給という条件がありますが、このあたりについて教えていただきたいです。

(森川委員)

教育訓練給付金は雇用保険制度に基づくもので、雇用保険に3年以上加入しているということが前提になりますので、生活保護受給者や生活困窮の方々の就労形態がどういふものかという点が問題になります。週に20時間以上働く、雇用されているということが雇用保険に加入できる条件です。ひとり親家庭や就職困難な方々は、雇用保険に入れる状態ではない方や、働いていても雇用保険に加入できない事由があって加入しないというところがあると考えています。

(谷委員)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置率及び派遣率が上昇しているのは心強いです。どのように活用できているのかということが今後重要になってくるかと思えます。今回策定された計画の中で、子どもの貧困対策のため、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーに何が期待されているかが明記されていますが、各学校がこの内容に沿った活動・活用ができているのか、できていなければそれをどうすれば活用促進につながるのかということを検討していただきたいです。

義務教育が終了したらどうしても子どもの支援というのは途切れがちで、高校を中退するとよりフォローアップがしづらくなります。高校等中退者の支援のため、そういった場合にスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することで、切れ目のない支援につないでいくことが可能になると考えています。家庭によっては、今は支援を必要としないという場合もありますが、その場合でもどのように見守っていくか、地域に繋いでいくためにもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用していただけるといいなと思います。

様々な学びの場が必要ということで、奈良県は夜間中学が全国的にも非常に早くから設置されており、自主夜間中学もあります。昼間の時間帯では学びが深められない、同じ年齢の子の中にはどうしても入っていけないが、夜間中学であれば安心してその子に合った個別最適な学びができる、実感を伴うことで将来の夢を語れる、そういった子どものケースも私自身関わっています。様々な学びの場、特に訪問支援員による訪問学習は現場では非常に効果的だと実感しているのです、併せて深めてもらえたらと思います。

ひとり親家庭への就業支援について、非常に様々なサポートがありますが、特にひとり親の母親も父親も、子どもが病気になった時などに、働き続けることが難しいということに遭遇するケースもあります。まず働き続けるための職場づくりというところで、地域の方の見守りもあるといいなと考えています。

(遠藤委員)

高校の中退率の話がありましたが、大学の中退率も非常に多くなっています。中退の背景として、高校生では違う形の学びをしたい等の話がありましたが、大学でも同じような状況で、生活保護から切り離して頑張って勉強しようと進学したとしても、学費の工面が非常に困難で、勉強とアルバイトの両立がかなわず、結局は中退せざるを得ないという学生が多く出てきているのを実感しています。

こども食堂は自主的な活動であり、それぞれのこども食堂によって悩みは違うのではないかと実感しています。貧困の子どもや虐待の疑いのある子ども等を見つけたときにどうやって支援に繋げていくかがわからないといったこども食堂も非常に多く、そんな役割までこども食堂が担わなければいけないのかということも悩みとして聞いています。そういった地域での気づきをどのようにつないでいくのかも含めて、こども食堂の役割をどのように考えていけばよいのか、話を聞いていてよく悩んでいるところです。こども食堂を広げていくのは良いですが、広げた先で補助金や様々な支援が打ち切られてしまったときにどうやって継続していけばよいかという悩みを抱えておられるということをお伝えしておきたいです。

(宇城委員)

施設にいる不登校の子が、もう一度夜間中学で学び直そうと通っているケースもあります。世間一般の人は、夜間中学へ行ってでも中学校で学ぶという方法があることを知らない場合も多いと思うので、学校の先生達には、高校へ行く前にもう一回夜間中学で学び直しをするという選択肢があるということを周知してもらいたいです。

ひとり親が看護師等の資格取得のため学校に通う場合、資格を取った後の就労時には保育所や学童保育等の制度がありますが、資格取得に向け学校に通っている期間においても、子どもの保育や病気の時などの支援があればよいと思います。

(農野会長)

夜間保育については、京都府内で先駆的に取り組んでおり、全国にもその取組が広がっています。また、病院の中には事業所内に保育施設を持っているところもあつたりし

ます。夜間に働かされている人がいる中で、その間に子どもたちがどこで暮らしているのかを考えていかないといけないと思います。

(小西委員)

令和5年4月からこども家庭庁が発足することになっていますが、それによって変わることがあると思います。民生委員としても、今後も行政と情報共有しながら取り組んでいきたいので、よろしく願いしたいと思います。